

令和2年9月29日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菴 敏

次のインフルエンザの流行に備えた体制整備（全体像）について

今般、厚生労働省より、次のインフルエンザの流行に備えた体制整備の全体像について下記の通り、各都道府県等衛生主管部（局）宛て事務連絡がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び会員に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

記

次のインフルエンザの流行に備えた医療提供体制の整備について

発熱患者等の相談又は診療・検査可能な医療機関を「診療・検査医療機関（仮称）」として指定し、発熱患者等が帰国者・接触者相談センターを介することなく、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関等を相談・受診し、必要に応じて検査を受けられる体制を、本年10月中を目途に整備することをお願いしている。

参考：「次のインフルエンザの流行に備えた体制整備について」（令和2年9月7日付（健Ⅱ264F））

「令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金に係る対応について」（令和2年9月25日付日医発第747号（健Ⅱ280F））

検査体制の拡充について

「新型コロナウイルス感染症に関する検査体制の拡充に向けた指針」に基づき、同感染症固有の検査需要に加え、インフルエンザの流行に伴う発熱患者等の検査需要も考慮して検査体制整備計画を策定し、当該計画に沿ってピーク時の検査需要に対応可能な検体採取対応力や検査（分析）能力の確保をお願いしている。

参考：「新型コロナウイルス感染症に関する検査体制の拡充に向けた指針」（令和2年9月18日付（健Ⅱ278F））

個人防護具（PPE）の配布支援について

国としては、地域の幅広い医療機関において発熱患者等の相談・外来診療・検査を行う体制が整備されるよう、検査に必要な個人防護具（PPE）の無償配布や、医療機関の体制整備に係る財政支援を行うこととしている。

参考：「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備に係る医療物資の配布について」（令和2年9月25日付（地321）（健Ⅱ282））

事務連絡
令和2年9月15日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

次のインフルエンザの流行に備えた体制整備（全体像）について

次のインフルエンザの流行に備えた医療提供体制の整備については、「次のインフルエンザの流行に備えた体制整備について」（令和2年9月4日付け事務連絡）において、発熱患者等の相談又は診療・検査可能な医療機関を「診療・検査医療機関（仮称）」として指定し、発熱患者等が帰国者・接触者相談センターを介することなく、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関等を相談・受診し、必要に応じて検査を受けられる体制について、本年10月中を目途に整備することをお願いしているところです。

体制整備を行うに当たって重要となる検査体制の拡充については、本日、「新型コロナウイルス感染症に関する検査体制の拡充に向けた指針」（令和2年9月15日付け事務連絡）をお示しするため、各都道府県においては、当該指針に基づき、新型コロナウイルス感染症固有の検査需要に加えて、インフルエンザの流行に伴う発熱患者等の検査需要も考慮して検査体制整備計画を策定し、当該計画に沿って、ピーク時の検査需要に対応可能な検体採取対応力や検査（分析）能力の確保をお願いいたします。

また、国としては、地域の幅広い医療機関において発熱患者等の相談・外来診療・検査を行う体制が整備されるよう、検査に必要な个人防护具（以下「PPE」という。）の無償配布や患者等の相談、診療・検査を担う医療機関の体制整備に係る財政支援を行うこととしているため、これらの支援を積極的に活用し、体制整備を進めていただくようお願いいたします。

なお、PPEの配布支援については、本日、「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備に係る医療用物資の配布について」（令和2年9月15日付け事務連絡）においてお示しするため、「診療・検査医療機関（仮称）」に対して、必要なPPEが行き渡るよう、ご協力をお願いいたします。

(参考)

○医療提供体制の整備について

- ・「次のインフルエンザの流行に備えた体制整備について」(令和2年9月4日付け事務連絡)
- ・「「診療・検査医療機関(仮称)」の受診者数等の報告依頼について」(令和2年9月15日付け事務連絡)

※照会先：厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部医療班
片山、中村、水島
TEL：03-3595-3205

○検査体制の拡充について

- ・「「新型コロナウイルス感染症に関する検査体制の拡充に向けた指針」について」(令和2年9月15日付け事務連絡)

※照会先：厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部検査班
屋成、益田
TEL：03-5253-1111(内線8017)

○PPEの配布支援について

- ・「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備に係る医療用物資の配布について」(令和2年9月15日付け事務連絡)

※照会先：医政局経済課(マスク等物資対策班 配布担当)
TEL：03-3595-3178